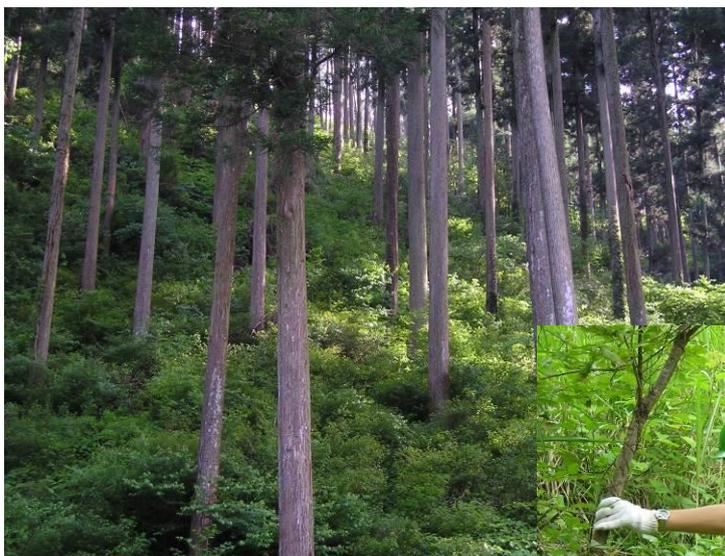


第2期かわちながの森林プラン

～森で育まれた自然の恵みを活かし、多様な主体により守り育てる～



平成29年4月策定

(令和2年9月、令和4年4月更新)

計画期間：平成29年4月～令和9年3月



河内長野市

目 次

I.	森林プランとは	1
1.	目的	1
2.	第2期森林プランについて	3
II.	森林・林業の現状	4
1.	日本の森林	4
2.	大阪府の森林	6
3.	河内長野市の森林	9
III.	これからの森林づくり	11
1.	森林プランの更新について	11
2.	基本理念	14
3.	基本方針・基本施策	15
IV.	計画実現に向けて	20
1.	推進体制	20
2.	進行管理	21

I. 森林プランとは

1. 目的

本市は「緑(自然)」を基本理念にまちづくりを進めることで発展してきた都市であり、第5次総合計画基本構想においても「自然環境の保全とより良い環境の創造」を今後のまちづくりの課題としています。したがって、豊かな自然環境を保全するため森林を健全な状態に維持し、それを次世代に引き継ぐための施策を進めることは、市の責務であり、市民の共感と参画を促し、市行政の更なる発展へとつなげていくことが求められます。

以上の様な観点から、本市は平成18年12月に、平成19年度を初年度とする10年間の計画として第1期となる「かわちながの森林プラン」を策定しました。第1期のプランでは、基本理念を「森林と市民の共生」とし、市民一人ひとりが森林保全の必要性を理解し、行政や市民、企業等の多様な主体による森林の保全活用を実現していくことを目的としていました。第2期となる当プランでは、第1期と同様、多様な主体の参加による森林の保全活用を継続するとともに、市内の恵まれた資源であるおおさか河内材を市内外に供給し、市の森林林業・木材産業を活性化することによって、森林資源の循環利用を推進し適切な森林整備が確保されることを目的とします。

○森林資源の循環利用のイメージ

森林は「植える→育てる→使う→植える」という森林資源の循環利用を推進することで、適切な森林整備が確保されるとともに、将来にわたる森林の多面的機能※1の発揮に繋がります。



出展: 林野庁ホームページ

※1:森林の多面的機能について

森林は、さまざまな働きを通じて人々の生活の安定・向上と経済活動の健全な発展に貢献しています。これらの働きは「森林の多面的機能」と呼ばれています。森林の多面的機能の中には、以下のような機能があります。

機能	役割
山地災害防止機能/土壌保全機能	樹木の根が土砂や岩石等を固定することによって、土砂の崩落を防ぎ、また、森林の表土が下草、低木等の植生や落葉落枝により覆われることで、雨水等による土壌の浸食や流出を防ぐ。
水源涵養機能	森林の土壌はスポンジのように雨水を吸収して一時的に蓄え、徐々に河川へ送り出すことにより洪水を緩和するとともに、水質を浄化させる。
地球環境保全機能	森林の樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵することにより、地球温暖化防止に貢献する。
木材等生産機能	木材並びにきのこ等の特用林産物を産出する。
文化機能	史跡や名勝等と一体となって文化的価値のある景観や歴史的風致を構成し、文化財等に必要な用材等を供給する。
生物多様性保全機能	希少種を含む多様な生物の生育・生息の場を提供する。
快適環境形成機能	快適な生活空間を作り出す。
保健・レクリエーション機能	行楽やスポーツ等、アクティビティの場所を提供する。

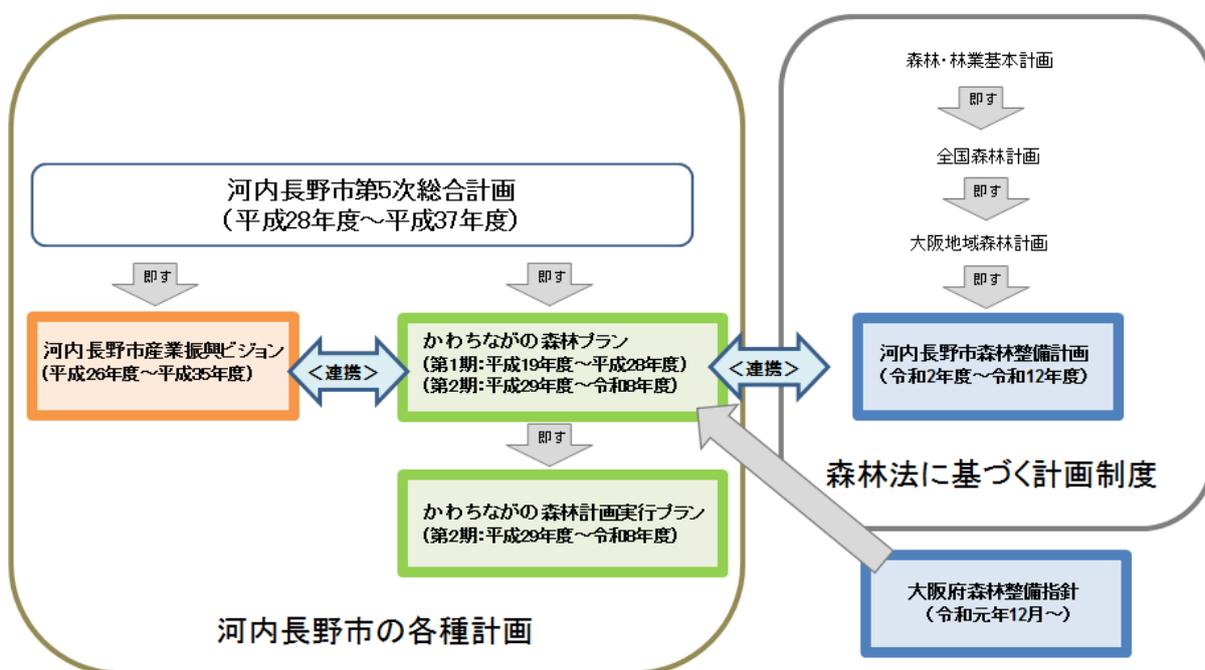
出典:平成 27 年度森林・林業白書より一部抜粋

2. 第2期森林プランについて

(1) 第2期森林プランの位置づけ

第2期森林プランは「河内長野市第5次総合計画」(平成28年3月策定)においてまちづくりの基本目標の1つとしている『「潤い・快適・活力」のにぎわいのまち』の分野別政策である「豊かな自然と暮らしが調和する環境づくり」及び「にぎわいと活力を創造する地域産業の振興」の実現のための計画として位置付けられており、今後、河内長野市の森林・林業行政を推進する上で中心的な役割を担っていきます。

また、第2期森林プランは森林法に基づく計画である「河内長野市森林整備計画」との連携を図ると共に、産業分野における基本構想である「産業振興ビジョン」(平成26年3月策定)との連携も図りながら策定し運用していきます。



(2) 計画期間

森林プランの実現に向け、第2期計画期間は当面、平成29年度を初年度とする10年間とします。なお、5年経過時点で中間考察を実施し、事業の進捗状況や森林環境を取り巻く情勢、財政状況等を勘案し、必要に応じてプランの更新を行います。

平成29年度スタート

令和3年度

令和8年度総括・更新



II. 森林・林業の現状

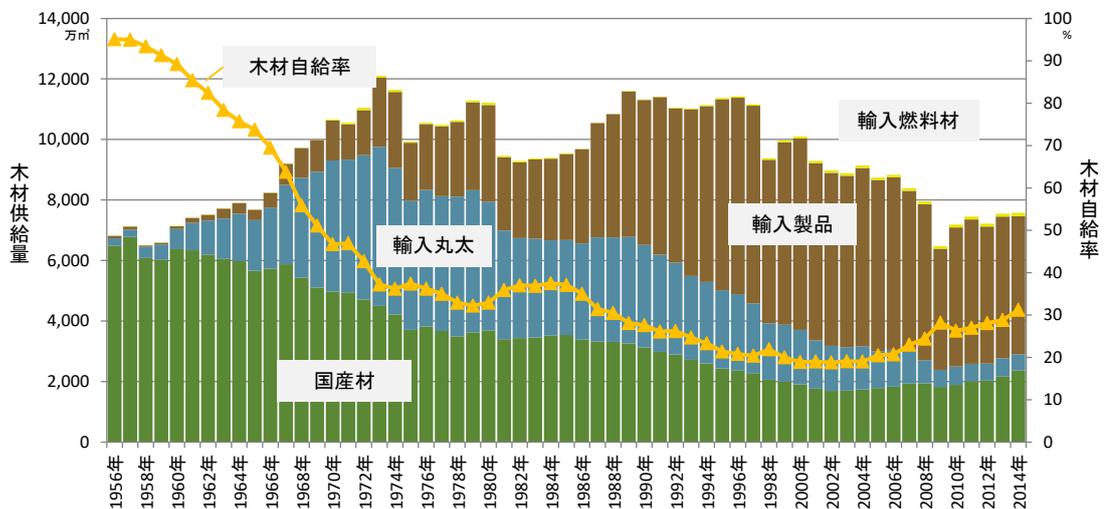
1. 日本の森林

日本の森林面積は国土の67%を占めます。なかでも将来的に木材として利用することを目的として、植えられ、育てられた人工林率は41%で推移しており、現在これら人工林資源は利用期を迎えつつあることから、日本の林業施策は木材利用に向けて大きな転換期にあります。昨今の森林林業を取り巻く情勢や施策について以下に紹介します。

(1) 木材自給率

国内の木材自給率は、統計を取り始めた昭和30年代前半(1956年頃)において90%を超えていました。高度成長期の下で木材需要は拡大しましたが、木材の輸入自由化に伴い、木材自給率は低迷し、平成14年(2002年)には18.2%となり、これまでで最も低い数値を記録しました。

しかしながら、近年、人工林の森林が伐期に入ったこと、合板原料としてのスギ等の国産材利用の増加、新興国の経済成長の拡大による海外での木材需要の増加等のさまざまな要因が重なり、国産材の自給率は増加傾向にあります。平成26年(2014年)には、木材自給率が31.2%まで回復しました。国内の木材自給率が30%台を上回るのは、昭和63年(1988年)以来26年ぶりとなります。



出典：林野庁「木材需給表」(平成27年度版)

(2) 森林経営計画による施業の集約化の推進

平成24年(2012年)に森林法が改正され、これまで森林所有者や森林管理者が策定していた「森林施業計画」※2から、「森林経営計画」※3の策定へと変わりました。これまでの森林施業計画では、計画の「範囲」が明確に定められていませんでしたが、利用期を迎えつつある

人工林資源を、採算性を高めつつ、適切に森林整備を進めていくためには、施業の集約化や計画的な路網整備による効率的な施業が欠かせません。そこで、森林経営計画では、山や谷等で区切られた面的にまとまりのある森林を対象に計画の作成を進めることとなりました。

また、法改正以前は、下刈や間伐などの森林施業について国の補助事業を活用して林業事業体を実施してきましたが、法改正により、一定面積以上の集約化を図り森林経営計画を策定し、計画的な森林施業を実施する場合にのみ支援が行われる仕組みに変更されました。令和3年3月時点で、河内長野市域においては10地区で森林経営計画が認定され、補助事業による森林施業が進められています。

※2:森林施業計画

森林所有者等が30ha以上の団地的なまとまりを持った森林について、造林や保育、伐採等の森林の施業に関する5年間の計画を作成し、市町村長に認定を求められることができる制度です。

※3:森林経営計画

森林施業計画では、計画の対象とする範囲が明確に定められておらず、施業を行うたびに計画対象森林の範囲を変えることが可能であったため、対象森林がバラバラな計画が多くありました。このため、山や谷等の地形界でくくられた面的なまとまりのある森林(林班又は隣接する複数林班)を対象に計画の作成を進め、継続的な取り組みを可能とする森林経営計画制度が創設されました。森林経営計画は、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年間を一期とする計画です。

(3) 森林法の改正

森林所有者の高齢化や不在村所有者の増加に伴い、境界が不明瞭な林地が増加傾向にあります。これは適切な森林整備や木材の安定供給を阻害する要因につながります。この状況を踏まえ、平成28年に改正された森林法において、市町村が森林所有者等の情報を林地台帳として整備し、その内容の一部を公表することにより、森林組合や林業事業体等が取り組む施業集約化を促進する仕組みが創設されることになりました。

(4) 森林経営管理法と森林環境譲与税

国では、平成31年4月1日に森林経営管理法を施行し、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合には、市町村が森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託する、もしくは、再委託できない森林においては市町村自らが管理を実施することができるようになりました。

併せて、森林環境譲与税が平成31年度から市町村へ譲与され、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとなっていることから、森林行政における市町村の役割がますます大きくなっています。

2. 大阪府の森林

国の動きを受け、大阪府では施策に則った事業を展開するとともに、府独自の新たな取り組みも動き始めています。以下では、それらのトピックをまとめています。

(1) 森林環境税の導入 ※国の森林環境税とは異なります。

近年、局地的な集中豪雨による被害(河川や水路等をふさぎ、冠水や交通遮断等、市街地における被害を拡大させる流木災害等)が各地で拡大傾向にあります。一方、間伐をはじめとする森林管理作業が停滞し、森林の荒廃が進み、森林の果たしてきた災害防止機能をはじめとするさまざまな多面的機能が著しく低下しています。また、平成21年に府内で初めてカシノナガキクイムシによるナラ・カシ類の集団枯死被害が確認され、近年、北摂山系から生駒山系、金剛山系にわたる広範囲で被害が確認され、更に広がる傾向にあります。

これらの事象を解消すべく、府民より平成28年度から平成31年度までの4年間に渡り、年額300円を森林環境税として徴収し、新たな森林保全対策(森林環境整備事業約45億円)に取り組んでいます。

図表 II-1 森林保全対策

取り組み内容	予算額
I. 自然災害から暮らしを守る取り組み	約30億円
1. 危険な溪流における流木対策 30箇所(750ha/15市町村)	約20億円
2. 主要道路沿いにおける倒木対策 国道等20路線周辺の森林(150ha)/25市町村)	約10億円
II. 健全な森林を次世代へつなぐ取り組み	約15億円
1. 持続的な森づくりの推進 ・基盤づくり:人工林34地区(約4,800ha)/9市町村 ・人材育成:森林経営リーダー34人、府内産材コーディネーター10人	約11億円
2. 未利用木質資源の活用推進	約0.3億円
3. 子育て施設の内装木質化の促進	約3.7億円

出典:大阪府「森林環境税」

また、令和2年度以降は、さらなる取り組みとして豪雨や猛暑への対策を短期間で集中的に実施しています。具体的には、国から示された新たな知見に基づく「森林の土石流・流木対策」を実施するとともに、災害並みの猛暑から府民の健康被害を軽減するための「都市緑化を活用した猛暑対策」を行っています。

そのための財源を確保するため、森林環境税(年額300円/個人府民税均等割額に加算)を、令和5年度まで延長しています。

(2) アドプトフォレスト活動の実施

平成 18 年より、地球温暖化防止や生物多様性確保を目的として、事業者等の参画による放置された人工林や竹林等荒廃した森林内で森づくりの活動を行っています。府では希望する事業者等と森林所有者の仲人となり活動場所を決め、活動場所となる市町村と大阪府、森林所有者、事業者等の 4 者間で、活動内容や役割分担等を含む「4 者協定」を結んでいます。その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈り等森づくりの活動を行っています。

図表 II-2 河内長野市内でアドプトフォレスト活動を行っている団体一覧

団体名	活動地区	調印年
タカシマヤ一粒のぶどう基金大阪支局 NPO法人 森林ボランティアアトモロス	天見地区	平成 20 年(現在 3 期目)
有限会社 憩暖 大阪府森林組合南河内支店	滝畑地区	平成 23 年(現在 3 期目)
NTN 株式会社 株式会社 NTN金剛製作所	滝畑地区	平成 24 年(現在 2 期目)

出典:大阪府「アドプトフォレスト」



河内長野市内でのアドプトフォレスト活動の様子

(3) おおさか材認証制度

大阪府では、持続的な森林管理の下で適正かつ計画的に生産された大阪府内産材をみなさんに安心して利用いただき、将来にわたって森林を健全な状態で維持・保全していくことを目的として「おおさか材認証制度」を平成 24 年 4 月から実施しています。

おおさか材の認定基準

- ・ 『林業活動促進地区』^{※4}内で生産された木材であること
- ・ 合法的に伐採・生産された木材であること
- ・ 認定事業者が、木材の分別管理・入出荷の管理を適切に行っていること

※4: 林業活動促進地区

森林所有者や木材の伐採・搬出・製材加工・利用に関わる事業者、地域住民等が連携して、木材の計画的な伐採・搬出、安定的な供給を進めようとする地区で、木材の地産地消や森林の適正かつ継続的な育成が図られるものとして府が認めた地区のこと。

図表 II-3 林業活動促進地区一覧

地区名	地域
おおさか河内材利用推進地区	河内長野市全域
おおさか河内材利用推進地区	千早赤阪村全域
おおさか河内材利用推進地区	河南町全域
いずもく林産事業活性化地区	和泉市全域
さしわだ林産事業活性化地区	岸和田市(大阪外環状線より山側区域)
たかつき産材利用推進地区	高槻市全域
おおさか貝塚材利用推進地区	貝塚市全域
いずみさの林業振興地区	泉佐野市全域

平成 28 年 3 月現在

林業活動促進地区の認定要件

- ・ 地区内に継続的な木材生産が可能と見込まれる森林資源量があること
- ・ 森林所有者や木材の伐採搬出・製材加工の関係者等が連携し、地区内の森林の育成や木材の安定供給を図るための活動を行う体制が整備されていること(活動の参画者は地区内の関係者に限定しない)
- ・ 地区内に複数の森林経営計画対象森林や森林施業の集約化団地(予定地を含む)が存在し、木材の安定供給に向け、間伐や路網等の基盤整備等が計画的・継続的に行われる見込みがあること

出典:大阪府「おおさか材認証制度」

(4) バイオマス発電所の稼働開始

平成 27 年 12 月に大阪府で初となる木質バイオマス発電施設が大東市龍間で稼働しています。出力約 5,750kw(一般家庭約 1 万世帯の年間消費電力量に相当)規模の発電能力があります。

3. 河内長野市の森林

大阪府の13%を占める森林面積を持ち、古くからの林業地でもある河内長野市の森林林業の現状を以下にまとめています。

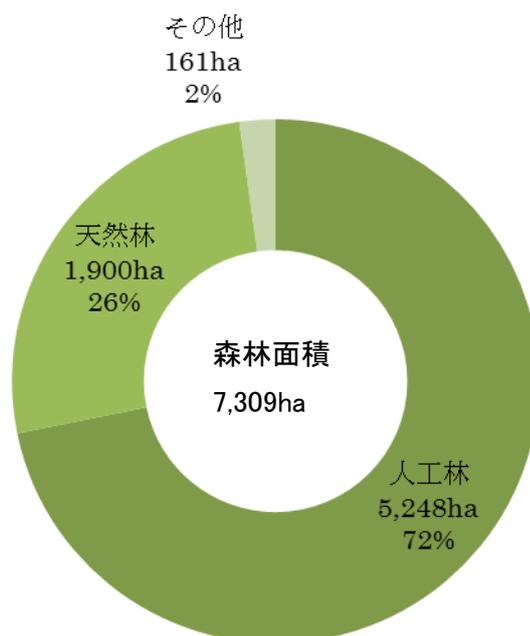
(1) 森林面積

河内長野市の市域面積は10,963haであり、このうち67%にあたる7,309haを森林が占めています。これは大阪府内全体の森林面積55,134haのうち約13%を同市内の森林が占めていることとなります。また、近隣の千早赤阪村、和泉市、河南町の森林面積を合計すると、府内の森林面積の約25%(14,452ha)を占める割合となります。これらの森林は、大阪府内では最も古くからの、また最大の林業地であり、「河内林業地」と呼ばれています。

また、市内森林においては、とりわけ将来木材として利用することを目的としたスギ・ヒノキ等の人工林の割合が72%(5,248ha)を占めています。

出典:令和3年版河内長野市統計書、国土交通省「令和3年都道府県市区町村別面積調」

図表 II-4 市内の森林面積の内訳



出典:令和3年版河内長野市統計書

(2) おおさか河内材

市内森林面積の72%(全国平均:41%)を占める人工林から生産される森林資源を活かし、市では平成25年におおさか材認証制度に参画し、河内長野市産材と隣接する千早赤阪村産材、河南町産材を「おおさか河内材」として位置付けています。尚、おおさか材(河内長野市産材、千早赤阪村産材、河南町産材)の証明ができるのは大阪府に認定された製材所のみです。



おおさか河内材の認証マーク



おおさか河内材の加工・販売の様子

(3) 豊かな森林づくり基金

平成19年に、市民の生活に欠かすことのできない水源を守るため、市民参加による森林保全の実現を目的として市民から水道使用量1m³当り1円(平成29年4月時点)を頂き、寄附金と合わせて豊かな森林づくり基金としての積み立てを実現しました。この基金によって手入れ不足あるいは放置された人工林について、荒廃状況や所有者の意向等を勘察し、市が計画的に間伐等を実施することにより水源涵養や災害防止等、当該森林が発揮すべき多面的機能の増進を図っています。

III. これからの森林づくり

1. 森林プランの更新について

(1) 第1期森林プランの総括

第1期森林プランでは、豊かな森林づくり基金の創設によって市民参加による森林保全を実現しました。また、「環境を重視した森林整備への支援」「市民参加の仕組みづくり」「地元材利用の仕組みづくり」の3つの基本方針に沿って各施策を行ない、企業との協働による森林整備や、地元材であるおおさか河内材のブランド化等を実現しました。しかしながら、森林整備面積の目標達成率の低さや、森林資源の利活用における課題も残りました。各施策の成果と課題は以下のとおりです。

環境を重視した森林整備への支援

<成果>

①100年の森林づくりの推進

長伐期施業により、吉野林業に負けない、高齢級の優良材を産出する森林づくりを目指しました。

- ・実施目標面積(平成19年度からの10年間)⇒660ha
- ・間伐実施面積(平成19年度～平成27年度の9年間実績)⇒196.37ha

②公益的機能の高い健全な森林づくりの推進

手入れがされず放置された森林や、立地条件等から林業経営を続けるのが困難な森林について、水源涵養機能や生物多様性保全機能等の公益的機能(多面的機能)が人工林に比べると、より高いと言われている混交林や広葉樹林への誘導を図りました。

- ・実施目標面積(平成19年度からの10年間)⇒200ha
- ・間伐実施面積(平成19年度～平成27年度の9年間実績)⇒134.55ha

③市有林を活用したモデル林の整備

滝畑ダム上流部には、河内長野市が所有する森林が約300haあり、この区域においては、100年の森林づくりや広葉樹林化による環境林整備のモデルとなるような施業を行っていくとともに、市民が森林整備に参加できる仕組みづくりや後継者育成のためのフィールドの提供等、保全と利用のモデル林づくりを目指しました。

- ・モデル林づくりについては、一部高密路網の作業道の開設を進めています。
- ・生物の生息分布調査等大学の研究フィールドとして活用しています。
- ・檜皮採取職人の研修の場として市有林の活用を実施しています。

<課題>

- ・森林整備の採算が合わず、補助金無しには森林の整備が行えない状態です。
- ・目標の整備面積は市内で実施した森林整備全体の33%以上と大きかったため、目標設定には検討が必要です。
- ・市有林の更なる活用が必要です。

市民参加の仕組みづくり

<成果>

④市民との協働による森林づくり

市民全体が森林の将来を自分のこととして考え、積極的に森林づくりに参加することが求められていることから、行政や森林所有者だけでなく、市民やボランティア団体、民間企業等さまざまな主体と協働で森林づくりを行なうことを目指しました。

- ・アドプトフォレスト制度によって、3地区の活動エリアを指定し、アドプトフォレスト活動を実施しています。
- ・森林ボランティア補助金により、ボランティアの育成を続けています。

⑤広報活動の推進

市民自らが森林を守り育てる意識を持ってもらうとともに、森林の持つさまざまな公益的機能の重要性を理解してもらうため、市民へのPR活動や森林・林業体験学習を行ないました。

- ・林業総合センター「木根館」を大阪府森林組合に指定管理委託し、森林に関する情報発信の場として運営しています。
- ・河内長野市広報にてかわちながの森林プランの特集を組み、プランの取り組みについて発信しました。
- ・住民参加のイベントとして、南海電気鉄道株式会社との取り組み等、さまざまな形で実施しました。

<課題>

- ・森林の多面的機能について、市民に引き続き発信していく必要があります。
- ・森林整備活動だけでなく、さまざまな形でより多くの人たちに森林と関わってもらうことが必要です。
- ・広報やホームページだけでなく、SNS等を利用した情報発信の強化が必要です。

地元材利用の仕組みづくり

<成果>

⑥地元材の利用促進

市内の公共施設において地元材の積極的な活用を図るほか、民間施設における地元材利用の推進や、地元材を使用した建築物のPR、「おおさか河内材」のブランド化等を進めることで、流通の拡大を図りました。また、地元材の伐採、搬出から製材、加工、販売まで一連の工程を市内で実施する、地元材循環システムの構築を目指しました。

- ・平成24年度に河内長野市木材利用基本方針の策定、平成25年度に大阪材認証制度への参加を行ない、おおさか河内材の認知度の向上に努めました。
- ・一部の公共施設や民間企業において、おおさか河内材による内装の木質化が実施されています。
- ・薪ステーションの設置を行いバイオマス利用の促進を行いました。現在は大阪府森林組合に運営を引き継いでいます。

<課題>

- ・地元材循環システムの構築が充分に行えず、地元材の利用が十分に増えたとは言えません。
- ・木の魅力を発信することによる需要の拡大が必要です。
- ・森林資源の循環利用について、意識啓発が不十分でした。

(2) 第2期森林プランの進め方

第2期となる当プランでは第1期のプランの課題解決に取り組むと共に、自然環境の保全に対して市一体として取り組むことができる様、各施策に対して実行プランを策定し実施主体を明確にします。また、定期的に進行管理を行うことにより着実に自然環境の保全と森林資源の循環利用を実現していきます。

- ・ 実行プラン作成にあたっては関係者協議会及び実行部会^{※5}において意見を集約し、関係者が主体性を持って取り組める体制を築く。
- ・ 各施策の実行プランにおける実施主体を明確にし、多様な主体によるプランの推進を図る。
- ・ かわちながの森林プラン推進協議会を設置し毎年度進行管理を行う。

※5:関係者協議会及び実行部会

かわちながの森林プラン更新にあたり、行政側からの視点だけでなく、林業関係者や一般市民の意見も取り入れられるよう、市内林業関係者や一般市民による関係者協議会及び実行部会を組織しました。

2. 基本理念

市内の森林や林業の現状に照らし、今後目指すべき方向性として基本理念を「河内長野の森で育まれた自然の恵みを活かし、多様な主体により守り育てる」とし、その実現のために目指すべき森林の状態を3つの基本方針として「多面的機能保全のための森林」「おおさか河内材生産を担う森林」「学び楽しむための森林」としました。また、各基本方針をもとに基本施策を策定し、その具体的アクションとして実行プラン^{※6}を策定します。

※6: 実行プランについては別紙を参照



3. 基本方針・基本施策

基本方針・基本施策については、第 1 期森林プランの成果をもとに課題を検討し策定しました。

A. 多面的機能保全のための森林

A-1. 環境を重視した森林整備の推進

混交林や広葉樹林は、水源涵養機能や生物多様性保全機能等の多面的機能が人工林より高いと言われています。そのため手入れがされず放置された森林や、立地条件等から林業経営を続けることが困難な森林について、混交林や広葉樹林への誘導を図ります。

A-2. 100 年の森林づくりの推進

長伐期施業により、吉野林業に負けない、高齢級の優良材を産出する森林づくりを推進します。



手入れがされず放置された森林



適切に間伐がされた健全な森林

なお、「A-1.環境を重視した森林整備の推進」「A-2.100 年の森林づくりの推進」ともに、令和 3 年度から「A-3.森林経営管理制度による森林整備の推進」という形に変えて進めていきます。 ※詳細は 16～17 ページ参照

「A-3.森林経営管理制度による森林整備の推進」について

～森林経営管理制度に係る意向調査の取組方針～

河内長野市では、森林経営管理制度による森林に関する森林所有者への意向調査を令和3年度から15年程度かけて行う。当面の計画は次のとおりである。

①意向調査

令和2年度に意向調査準備ということで意向調査を進めるための優先順位及び計画を作成したうえで進めていく。優先順位は、「傾斜が緩い・人工林がまとまっている・路網から近い・立木密度が高い・施業履歴がない」等により搬出等での経営が成り立ちやすく、「境界・所有者が明確である」といった林班から優先して実施することを考えている。

②森林整備等

意向調査の結果により、管理されていない森林の管理を推進するため、森林所有者への管理の働きかけや森林経営計画の作成促進、必要に応じて市での管理受託を検討する。市で委託を受ける場合、条件の良い箇所では経営管理権集積計画を策定し、意欲と能力のある林業経営者に再委託をする一方、条件の悪い箇所では、市直営で森林整備を行う。意欲と能力のある林業経営者は、大阪府で選定された者の中から市で選定することになる。また、林業経営者への補助も検討する。

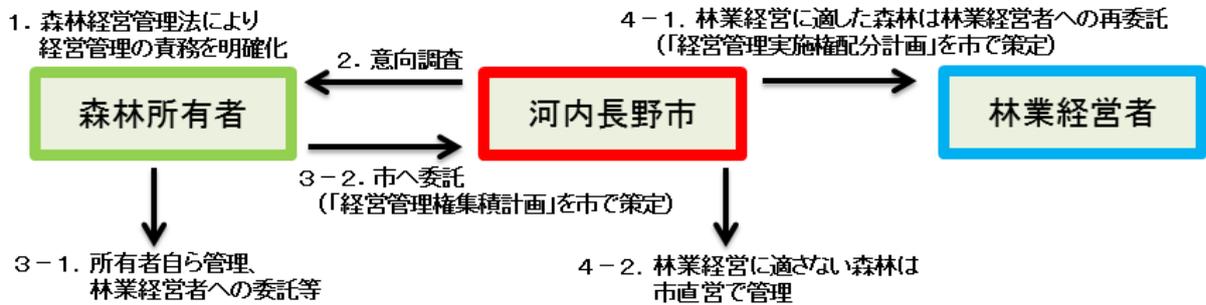
③申出による森林整備等

その他、意向調査未実施であっても、森林所有者の申出に基づき民間事業者が自発的に経営管理権集積計画(案)を作成し、その案をもとに市が当該計画を策定した場合も、林業経営者が森林整備を行う場合の補助を検討する。

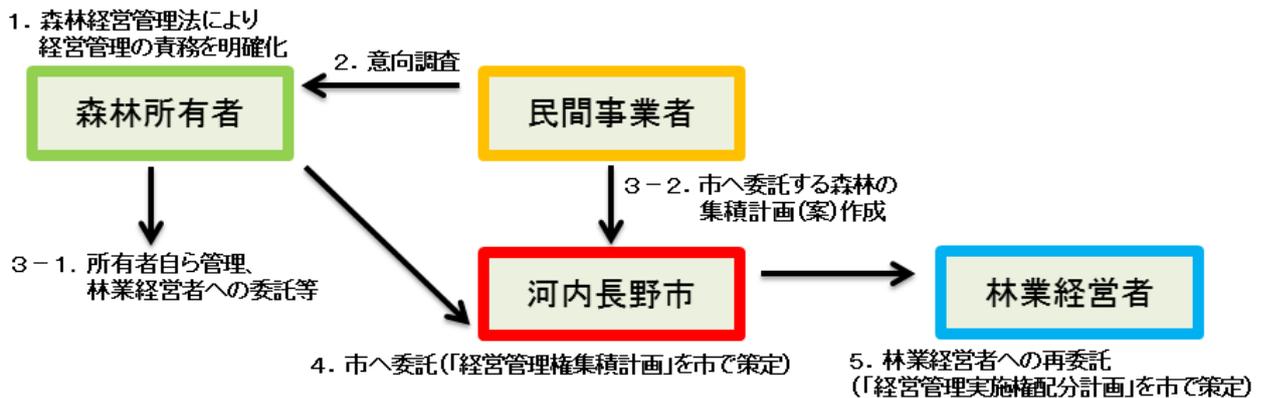
	令和2年度	令和3年度～17年度
①	・意向調査準備 (優先順位付け等)	・意向調査
②	・市への受託準備 ・補助制度の検討	・経営管理権集積計画策定(市への委託)後、市直営で森林整備 ・経営管理実施権配分計画策定(林業経営者への委託)後、林業経営者への補助
③	・補助制度の検討	・林業経営者の自発的な森林整備等への補助

※令和4年度以降は、令和2・3年度の状況を見ながら、適宜、計画を見直す。

①、②のイメージ



③のイメージ



B. おおさか河内材生産を担う森林

B-1. おおさか河内材の利用促進

おおさか河内材を売り込むための戦略を立案します。

B-2. 生産体制・製造体制の構築

主伐・間伐の推進を図るとともに、おおさか河内材の安定供給を図るための製造流通の仕組みづくりを行います。

B-3. 人材育成

おおさか河内材の生産を担う人材を育成します。

<おおさか河内材の使用例>



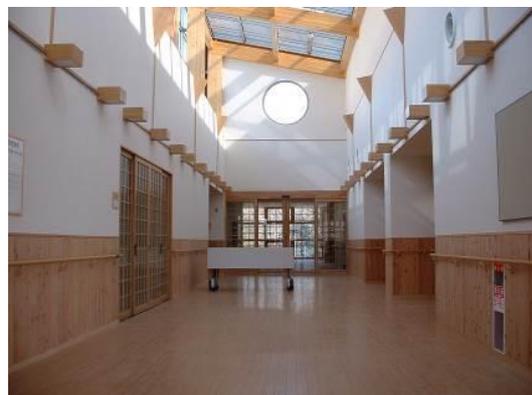
河内長野駅構内の内装材



高野街道の休憩所



子ども子育て総合センター「あいく」の内装材



清見台コミュニティーセンター内装材

C. 学び楽しむための森林

C-1. 市民参加による森林づくり

行政や森林所有者だけでなく市民やボランティア団体等さまざまな主体の参加により、市全体として主体的に森林づくりを行うことを目指します。

C-2. 企業・研究機関等との協働による森林の利活用

より多くの企業・研究機関等に市内の森を活用いただくための連携体制強化、森林整備を行います。

C-3. 広報活動の推進

市民自らが森林を守り育てる意識を持ってもらうとともに、森林の持つさまざまな多面的機能の重要性を理解してもらうため、市民へのPR活動や森林・林業体験学習を行います。

C-4. レクリエーションとしての森林活用

市内外の住民がレクリエーションや観光、健康、森林環境教育を目的として訪れる仕組みの整備を行います。森林環境教育では、特に森林ESD事業(※)に取り組みます。

(※)森林ESD事業:持続可能な開発のための教育のことを「ESD」といい、特に森林を活用したESDを「森林ESD」という。森林ESDを小学校の授業で提供することにより、森林問題や環境問題等を身近に捉え、より広く自主的に森林に親しみ、自ら進んで社会問題学習の習慣を身につけ、ひいては持続可能な社会に活躍できる人材に育つ児童生徒を育成を行っていく。



小学生を対象とした間伐体験



大学生による森林講座



アドプトフォレスト活動による森林整備



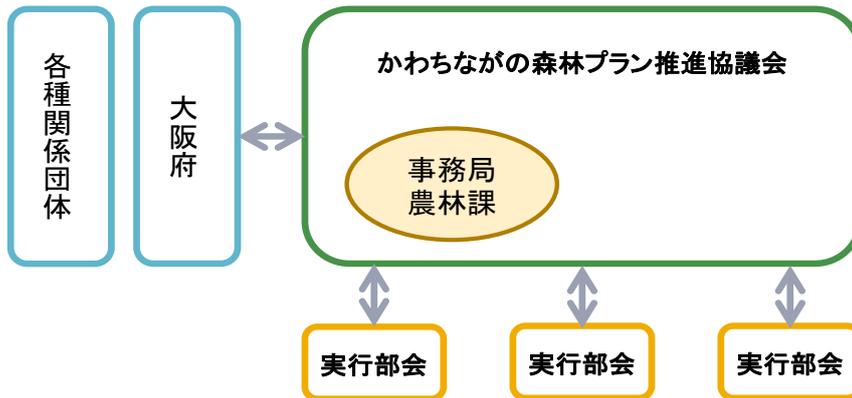
森林ESD授業風景

IV. 計画実現に向けて

1. 推進体制

推進協議会を設立し、プランの進行状況の評価について調査及び審議を図る体制を整えます。

かわちながの森林プラン推進体制図(案)



(1) 推進体制

① 推進協議会

推進協議会の体制案
森林組合
民間事業者
森林所有者
市民団体・NPO 団体

② 実行部会

実行プランに掲げられた具体施策の担い手により構成されます。

(2) 任期

推進協議会・実行部会共に2年任期とします。

2. 進行管理

(1) 推進協議会

推進協議会を毎年実施し、目標値の達成度等、プランの進行管理を図ります。

主な議題
実行部会の実績報告について考察
年度事業の進行管理
次年度事業に向けた意見交換

(2) 実行部会

実行部会において各実行プランの推進を図ります。主に以下の議題について各実行部会にて調整をし、推進協議会へ報告をします。

主な議題
年度事業の進行管理
年度事業の中間報告・目標設定
年度活動内容のとりまとめ、次年度に向けた活動計画

第2期かわちながの森林プラン

平成29年4月

河内長野市 環境経済部 農林課

TEL 0721-53-1111

FAX 0721-55-1435

E-mail nourin@city.kawachinagano.lg.jp